

議案第 69 号小平市国民健康保険条例の一部を改正する条例について生活者ネットワークとして反対の立場で討論します。

今回の条例改正は、1 つとして結核医療給付金における成年年齢を 20 歳から 18 歳に変更するもの、2 つとして未就学児に係る均等割額の減額措置の導入を行うもの、3 つとして 2020 年度に作成された赤字削減・解消計画に基づき 2022 年度から 2 年間の税率改定を行うものです。

未就学児に係る均等割額の減額措置の導入を行うことは評価しています。今回対象になるのは約 800 人、影響額は 1060 万円の減とのことですが、対象を多子世帯や小学生以上に広げることなど段階的に検討していくことを要望します。

本議案に反対する理由と意見を以下申し上げます。

国民健康保険はセーフティネットとしての役割が大きく、福祉的な視点を持つべきです。

一般会計からの法定外繰入れ削減のために国保税を値上げし国保加入者だけに負担を強いるのではなく、公的な財政支援を行うべきと考え反対するのものです。

今回の税率改定は 2 年前に行った 3.27%の税率引き上げに続き 3.05%引き上げるというものです。

国民健康保険加入者は低所得者をはじめ自営業や非正規雇用者、高齢者の割合が高く構造的に財政運営の課題があるとされてきました。加えて新型コロナウイルス感染症の拡大により落ち込んだ経済状況の中で被保険者の家計はさらに厳しくなっています。今後落ち込んだ経済が回復していくにも時間がかかることが予想されます。自治体によってはコロナ禍という緊急事態を鑑み市民生活を支えるために保険税を値上げせず据え置くところもあります。

小平市においても赤字解消ありきの判断ではなく税率改定を据え置くなどの対応ができなかったことは

残念です。

そもそも、2020年の3.27%の税率を基本として2年に一度改定を行い15年で解消していくとした小平市の「赤字削減・解消計画」にはコロナ禍は想定されていません。社会状況や経済状況も見据えた上で、より柔軟に計画を見直していくべきです。

計画に対するインセンティブやペナルティの内容については事業年度終了後に明らかにされるなど国や都の示す指標に翻弄されているのは市民の生活は守れません。国や都に対しては市民の命と暮らしを守る基礎自治体として公費の拡充を具体的に要望していくことを強く求めます。

また、低所得者層の軽減措置はありますが、軽減措置の階層との狭間や中間層は国民健康保険税に限らずさまざまな場面で負担の皺寄せがきています。中間層への負担を和らげることや限度額の上限を見直すことなどの検討をしてください。

国民健康保険運営基金については、今後の国保財政を維持していくために積極的な積み増しをしていくことを要望します。インセンティブで獲得した部分については優先的に基金に積んでいくなど、これは財政課にもお願いしたいところです。

保険給付費については増加傾向との答弁がありました。データヘルス計画の重症化予防や健康診断の受診率向上は引き続き取り組んでいただきたいと思います。合わせて健康な人が健康を維持できるような意識づけや、生活者ネットワークが提案し続けている疾病の予防や早期の段階で相談できる身近な相談窓口を市内に設置することを改めて提案します。

以上を申し上げて生活者ネットワークの反対討論といたします。